

第10次鳥獣保護事業計画の基本指針の項目（新現対照・案）

基本指針（新）	基本指針（現）
目 次	目 次
I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項	I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項
<u>第一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方</u> 〔基本的な考え方について、現状を踏まえて現基本指針の記述を修正する。〕 <u>第二 鳥獣を巡る現状と課題</u> 1 鳥獣の生息状況等に関する現状 2 鳥獣による被害の動向 3 狩猟者に関する現状 <u>第三 きめ細かな鳥獣保護事業の実施</u> 1 鳥獣の区分ごとの取扱い 〔鳥獣をその希少性や由来、広域的な移動性等に応じて適切な保護管理を進める。このため、区分に関する考え方や区分毎の保護管理の方向性について示し、都道府県において生息状況等に応じた区分及び保護管理を行うものとする。 また、鳥獣の生息状況等に応じた狩猟鳥獣の定期的な見直しとその考え方を整理する。 鳥獣区分の例）一般鳥獣、希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、広域移動鳥獣、要保護管理鳥獣 等〕 2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い 〔島嶼部等、地形や気候等の自然環境及び鳥獣の生息状況が他の地域と著しく異なる地域について、地域の区分の考え方や区分毎の保護管理の方向性を示す。〕 3 調査関係 〔鳥獣の科学的・計画的保護管理を推進するために必要な調査・情報収集について考え方を整理する。〕 <u>第四 関係主体の役割の明確化と連携（市町村に関する記述の充実、職員の専門性の確保）</u>	第一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化の基本理念と鳥獣保護事業の実施に関する基本的考え方 第二 鳥獣保護事業の具体的な実施にあたっての考え方

国や地方公共団体の役割、特に、地域の実情に精通しており、鳥獣の捕獲許可の権限を都道府県から委譲されるなど、市町村の役割が増大していることから、鳥獣保護管理における市町村の役割及び職員の専門性の確保について示す。また、事業者、市民・民間団体等の役割についても可能な範囲で示す。
都道府県内の鳥獣担当部局、農林水産業に係る部局等の連携、さらに、隣接都道府県とも連携を図るなど、様々な主体の参画や連携の推進について示す。

第五 国の役割と方向性（鳥獣保護区の指定、調査、国際的取組、人材育成）

国際的、全国的観点から国全体としての鳥獣の保護管理の方向について示すとともに、今後5年間（第10次鳥獣保護事業計画期間中）の国指定鳥獣保護区の管理、鳥獣保護管理に関する全国的な調査、国際的な取組の推進、さらに、広域的な観点から保護管理が必要な特定の鳥獣について、地域の自主性に配慮しつつ、必要に応じて広域保護管理指針を示すことなどにより、保護管理に係る都道府県間の連携を支援していくことについて考え方を整理する。
また、鳥獣の保護管理等を担う専門的知識・技術を有する人材であることの証明できる仕組み、人材の育成・確保、行政機関における配置の考え方について考え方を整理する。

第六 特定計画の推進（特定計画の方向性）

1 広域的な鳥獣保護管理の考え方

隣接都道府県の範囲を越えるような広域に移動する鳥獣の適切な保護管理のためには、関係主体が広域的に連携して特定計画の推進を図るなど、広域的な鳥獣保護管理の推進に係る基本的な考え方について示す。

2 広域鳥獣保護管理指針（計画項目や構成）

都道府県等における効果的な鳥獣の保護管理を支援するために、国において広域的に保護管理すべき地域個体群について、保護管理の方向性を「広域鳥獣保護管理指針」として示すこと、また、指針の構成や内容について考え方を整理する。

3 地域における取組の充実

市町村等での地域ごとの保護管理の目標の具体化・明確化、特定計画するなど、特定計画の地域や年次に応じた下位計画の策定に関する考え方を整理する。
また、地域的な共通認識のもと、生ゴミや未収穫作物の除去、耕作放棄地の適切な管理、安易な餌付けを行わないことにより鳥獣の誘引要因を除く等、人と鳥獣のあつれきを未然に防止し、鳥獣被害を受けにくい地域づくりに取り組むことについて考え方を整理する。

4 入猟者承認制度(P)

5 休猟区における特定鳥獣の狩猟(P)

第七 鳥獣保護区管理の充実

1 鳥獣保護区の適切な管理

〔 国指定鳥獣保護区については、国際的・全国的な観点からの計画的な指定、及び鳥獣保護管理のモデルとなるよう、保護に関する指針の充実及び鳥獣保護区や保護対象鳥獣の特性に応じた管理計画の策定等適切な管理の推進について示す。〕

2 環境教育等の推進

〔 自然とのふれあいを通じた環境教育の場としての活用について示す。〕

3 保全事業の推進(P)

第八 傷病鳥獣の取扱

〔 野生復帰のための考え方など基本的な考え方の整理、採取データ項目の基準とその活用に関する考え方の整理について示す。〕

第九 鳥獣への安易な餌付けの防止

〔 鳥獣への安易な餌付けに防止についての普及啓発等に関する積極的な取組について示す。〕

第十 狩猟の適正化

1 網猟免許とわな猟免許の創設(P)

2 狩猟者の資質向上のための免許試験及び講習の充実

〔 狩猟免許更新時の講習や狩猟免許試験の内容について、鳥獣保護管理に関連する知識・技術を充実し、狩猟者の資質を高めることについて考え方を整理する。〕

第十 人獣共通感染症への対応

〔 鳥獣に関する専門的な知見に基づく適切な理解の促進等を図ることについて示す。〕

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第一 鳥獣保護事業計画の計画期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。
(ただし、平成19年4月1日～平成20年3月31日までの間に限り、第9次鳥獣保護事業計画を延長できることとする。)

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

①鳥獣保護区指定の目的と意義

・環境教育の推進

②鳥獣保護区の指定方針

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第一 鳥獣保護事業計画の計画期間

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

①鳥獣保護区指定の目的と意義

②鳥獣保護区の指定方針

- ・鳥獣による農作物被害等を踏まえた指定に関する考え方
- ③鳥獣保護区の指定区分及び指定基準
 - ・特別保護指定区域の規制のあり方
- ④特別保護地区の指定
- ⑤休猟区の指定
- ⑥鳥獣保護区の整備等
 - ・野鳥の森等の整備

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

- ①鳥獣の人工増殖
- ②放鳥獣等
 - ・対象鳥獣や体制、感染症への対応等について

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- ①鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定
 - ・目的を偽った捕獲が行われないような捕獲許可申請の的確な審査、捕獲個体の処置の適正化等の基本的な考え方
 - ・許可権限の市町村長への委譲
 - ・猟具に関する条件等
- ②有害鳥獣捕獲を目的とする場合
 - ・基本的な考え方
 - ・特定計画が策定されている地域での個体数管理目標数との整合
 - ・捕獲許可基準
- ③学術研究を目的とする場合
- ④特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合
- ⑤その他特別の事由の場合

第五 特定猟具使用禁止区域(P)、特定猟具使用制限区域(P)及び猟区に関する事項

- ①特定猟具使用禁止区域(P)
- ②特定猟具使用制限区域(P)
- ③猟区の設定

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

- ①計画策定の目的
- ②対象鳥獣
- ③計画期間
- ④対象地域
- ⑤保護管理の目標
 - ・錯誤捕獲の取扱いに関する考え方
- ⑥保護管理事業
- ⑦計画の記載項目及び様式
- ⑧広域的及び地域的な鳥獣保護管理

- ③鳥獣保護区の指定区分及び指定基準
- ④特別保護地区の指定
- ⑤休猟区の指定
- ⑥鳥獣保護区の整備等

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

- ①鳥獣の人工増殖
- ②放鳥獣等

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（有害鳥獣捕獲に限る。）に関する事項

- ①有害鳥獣捕獲の基本的考え方
- ②有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定
- ③有害鳥獣捕獲適正化のための体制整備

第五 銃猟禁止区域、銃猟制限区域及び猟区に関する事項

- ①銃猟禁止区域
- ②銃猟制限区域
- ③猟区の設定

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

- ①計画策定の目的
- ②対象鳥獣
- ③計画期間
- ④対象地域
- ⑤保護管理の目標
- ⑥保護管理事業

- ・関係する都道府県との連携
 - ・広域的な鳥獣保護管理に関する指針との整合
 - ・特定計画を効果的に実施するための、地域別及び年次別の下位計画の策定について
- ⑧計画の策定手続き及び実行手続き
 - ⑨計画の見直し改訂
 - ⑩計画の実行体制の整備

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

- ①鳥獣保護対策調査
 - ・傷病鳥獣から得るデータの活用等
- ②鳥獣保護区等の指定・管理等調査
- ③狩猟関係調査
 - ・捕獲報告の取扱
- ④生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣に係る対策調査

第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

- ①鳥獣保護についての普及等
 - ・環境教育の推進
 - ・法令の理解の推進
- ②安易な餌付けの防止
- ③愛鳥モデル校の指定

第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

- ①鳥獣行政担当職員
 - ・専門性の確保（市町村職員に関する記述を含む）
- ②必要な財源の確保
 - ・鳥獣保護事業についての国民の理解の醸成、狩猟税の適切な使用について
- ③関係機関等との連携
 - ・隣接する都道府県との連携
 - ・関係部局等との連携
 - ・地域社会との連携（放獣場所の確保等）
- ④鳥獣保護員
 - ・鳥獣保護管理に必要な専門的知識を持つ人材の確保及び研修による育成、市町村合併による市町村数の減少に対応した配置、公募制の活用等採用の考え方
- ⑤保護管理の担い手の育成
 - ・専門的知見を持つ者の活用等
- ⑥鳥獣保護センター等の設置
- ⑦取締り
 - ・違法なわなの撤去の推進

第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

- ①鳥獣の区分と区分毎の取扱の方向性
- ②地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

- ⑦計画の記載項目及び様式
- ⑧計画の策定手続き及び実行手続き
- ⑨計画の見直し改訂
- ⑩計画の実行体制の整備

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

- ①鳥獣保護対策調査
- ②鳥獣保護区等の指定・管理等調査
- ③狩猟対策調査
- ④生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣に係る対策調査

第八 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項

- ①鳥獣の保護思想についての普及等
- ②傷病鳥獣の保護収容
- ③野鳥の森等の整備
- ④愛鳥モデル校の指定
- ⑤法令の普及徹底

第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

- ①鳥獣行政担当職員
- ②鳥獣保護員
- ③保護管理の担い手の育成
- ④鳥獣保護センター等の設置
- ⑤取締り

第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必

③狩猟の適正管理 ・わなの取扱の適正化 ④指定猟法禁止区域 ・水辺域における鉛製散弾の全面的な規制に向け、規制地域の設定を一層進めることについて ⑤傷病鳥獣への対応 ・野生復帰のための考え方など基本的な考え方の整理等 ⑥人獣共通感染症への対応 ・発生時の対応の考え方、狩猟者や国民への情報提供等	要な事項 ①鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 ②狩猟の適正管理 ③指定猟法禁止区域 ④鳥類の飼養の適正化 ⑤販売禁止鳥獣等
Ⅲ その他鳥獣保護事業を実施するために必要な事項 第一 鳥獣保護管理に専門的な知見を有する人材の育成等について ・専門的な知見を有する人材を育成する仕組み等の考え方について記述する 第二 輸入鳥の適正化 ・<u>輸入鳥獣の識別措置(P)</u> 第三 鳥獣捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可基準 ・国の許可基準について記述する【都道府県での取扱との整合を図る】	Ⅲ その他鳥獣保護事業を実施するために必要な事項 第一 鳥獣保護区、特別保護地区に関する事項 第二 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 第三 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可（有害鳥獣捕獲に限る。）に関する事項 第四 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項 第五 鳥獣保護事業に関する普及啓発に関する事項 第六 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項 第七 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

注) 斜字下線(P)は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（５月３１日現在、第164回国会に提出中）により改正を提案している箇所である。